

## 行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

### 目標 1：雇用環境の整備に関する事項

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備  
・ 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供

(対策)

- 平成 31 年 4 月～ 法人内各施設において、育児休業労働者の人数調査を行う。  
対象者に向けて、職業能力の開発及び向上のためのニーズ調査を行う。  
ニーズ調査後、各種の情報提供や必要に応じて法人内外での研修の機会を設ける。

### 目標 2：雇用環境の整備に関する事項

育児休業等を取得し又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取り組みの実施  
・ 企業トップ等による女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組

(対策)

- 平成 31 年 4 月～ 管理職に対して、女性の活躍推進の現在の取組や今後に向けてのニーズ調査を行う。  
管理職に対して、女性の能力発揮の現在の取組や今後に向けてのニーズ調査を行う。  
取組の確認やニーズ調査後、職場風土の改革に関する法人内外での研修の機会を設ける。

### 目標 3：雇用環境の整備に関する事項

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備  
・ 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

(対策)

- 平成 31 年 4 月～ 子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の周知を行う。(育児・介護休業等に関する規程や周知リーフレット(作成)の活用)  
法人内各施設において、個別または集団説明を行い、対象者が利用しやすい体制を図る。